

法学部創立二十周年記念号の発行によせて

札幌大学法学会会長

林 研 三

札幌大学に法学部が設立されたのは平成元（一九八九）年四月です。初代の法学部長は内山尚三先生であり、当初は憲法の小林孝輔先生、民法・比較法の五十嵐清先生ら二十名の教員が在籍し、一学年の学生定員は二百名でした。それ以来今日に至るまでにこの法学部を卒業していった学生はすでに四千名を超えており、卒業生のなかには今や社会の中堅として活躍している者も多いと思います。設立以来のこの二十年間を振り返ると、様々な出来事が懐かしく思い出され、多くの学生や教員の方々の顔が脳裏をかすめます。しかしながら、現在の札幌大学法学部を取り巻く状況はそういった安直なノスタルジアに浸っている余裕を与えません。四年前の全国的な法科大学院設立にはじまった法学部をとりまく「うねり」と「波動」は、今また大学全体を覆う少子化の影響と相まって、本学部にも大きな影響を与えています。

札幌大学法学部は平成二十一（二〇〇九）年四月入学生から新カリキュラムを実施します。このカリキュラムは、学部設立時のカリキュラムと比較すると、大きく変わった点と変わっていない点を含んでいます。後者の変わって

いない点の一つは、三年生・四年生の「演習」を必修科目として配置していることです。この必修科目としての配置には過去に、そして現在も、少なくない批判があることは承知していますが、私としては法学部での「少人数教育による幅広い教養とリーガルマインドの養成」という教育目標の達成に少なからず貢献していると感じています。

その一方でコース制自体は維持しつつ、コースの名称・内容についてはいくつかの変更を加えてきました。当初は2コース制（「行政コース」・「企業法務コース」）であり、履修科目等についてもさほどの制約のない緩やかなコース制でしたが、新たなコース制では4コース（「法専門職コース」・「行政とまちづくりコース」・「企業と環境・消費者コース」・「パブリック・セキュリティ（警察・消防）コース」）を設け、様々な学生のニーズに応えることができるように配慮しています。

さて、これまでの法学部の変遷にもかかわらず、この「札幌法学」は創刊当初からのスタイルを維持し、無事に今回二十周年の記念号を発行できるとなりました。特にこの記念号については、札幌法学会の特別会員の方々にも寄稿をお願いし、数名の方から快く応じていただきました。しかしながら、過去の特別会員のなかには法学部を暖かく応援して頂きながら、既に幽明界を異にした方々もおります。これらのすべての特別会員の方々の影ながらの応援を受けつつ、さらには多くの卒業生の声援にも励まされ、次の二十年間にむけて、今や札幌大学法学部と法学会は新しいページを開こうとしています。そのページには穏やかな日々のみが予定されているとは限りませんが、私たちは平常心を失うことなく、着実に一步一步を踏みしめていくことになるでしょう。

最後に私事になりますが、私は平成元年四月以来法学部に在籍し、この二十年間の歴史を見てきた数少ない「現

役「教員の一人です。確かに現在の法学部は「苦しい」時を経験しています。しかし、この「苦しさ」から脱却できる「力」を法学部教員、法学会会員、そして札幌大学の教職員・学生達は持っていると思っております。そして、私もそういった「力」の末端に加わっているように思っています。